

「精誠感應之碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
越谷〇一	精誠感應之碑	—	呂俊	—

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
—	一八四七・嘉永四	越ヶ谷	久伊豆神社	

一. はじめに

本石碑は、天保九年から嘉永二年にかけて久伊豆神社で行われた「中臣祓」を契機として、「精誠感應」すなわち純粋な真心を尽くせば、神霊はそれに感應して幸いを下してくださることを伝えようとして作られたものである。

○写真1



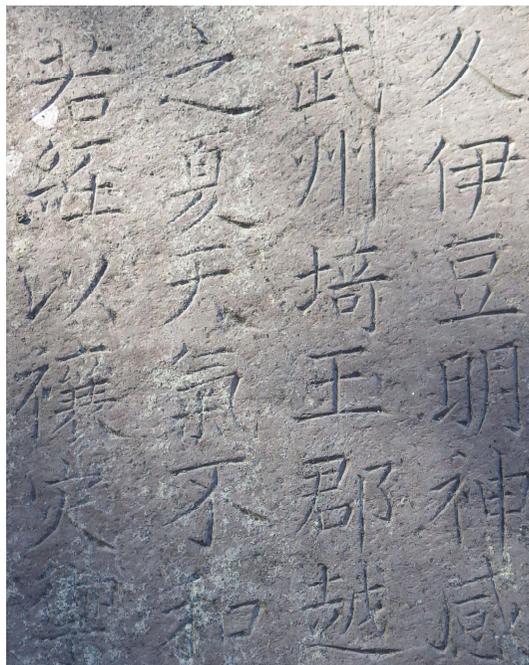
精誠
感應
之碑

■ 翻刻
(正面)
◎ 題額 碑の上部

二. 翻刻並に訳注



○写真2 篆額(篆書体)



○写真3 「碑記」部分(楷書体)

◎碑記 題額の下部

久伊豆明神感應之碑并銘

武州埼玉郡越谷之郷有鬱然大祠是為久伊豆明神矣先是文政九年丙戌之夏天氣不和久旱踰月郷民咨差不知所為乃詣社上章請主僧轉讀大般若經以禳災禦患衆民一志共竭精誠神明昭饗靈魂亦荅甘澤忽降天氣隨和於是衆民大畏神力之有感應實五月二十一日也乃每歲以是日大修大法會以報其德焉其明年丁亥建石華表同己丑鑿靈詔以為報賽之奠祭具有例歲々不衰水旱疾疫有禱則靈蹤立現闔郷之民莫不欽仰其冥祐之德矣乃復相謀奉誦中臣祓一萬度以消菑除厄始于天保戊戌四月十五日終于嘉永己酉十二月朔唱首六人會者七十九人終始如一精誠不已宜矣哉神之鑒臨而保護也嗟誠之感神戴封之致雨劉琨之反火豈亦外於此哉夫神聰明正直依人而行者也其降鑒之靈禱福之威豈可不畏乎哉郷民相議而樹碑以勒其事先人陶齋府君翁時有故長於其郷以故來請余文余固不可拒焉謹掇其梗槩以紀之且系之以銘々曰

信哉聖言 至誠感神 神鑒厥德 來享厥禋 靈蹤立見
降福是均 其福維何 豐年安民

嘉永四年龍集辛亥桐月上浣

江戸 呂俊俊民製

*異体字

- 埼 埼。 ○所 所。 ○災 災。 ○荅 答。 ○於 於。 ○歲 歲。
- 夷 亥。 ○詔 詔。 ○民 民。 ○冥 辭書等にはないが冥の異体字であろう。
- 宜 宜。 ○哉 哉。 ○福 福。 ○樹 樹。 ○翁 幼。 ○焉 焉。
- 槩 概。 ○亥 亥。 ○俊 俊。

(背面)

中 臣 連

(連のメンバー名列挙、略)

■訳注

◎題額

精誠感應之碑

◎碑記

●本文 (いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した)

久伊豆明神感應之碑并銘

武州埼玉郡越谷之鄉、有鬱然大祠。

是爲久伊豆明神矣。

先是、文政九年丙戌之夏、天氣不和、久旱踰月。

鄉民咨差、不知所爲。

乃詣社、上章、請主僧轉讀大般若經、以禳災禦患。

衆民一志、共竭精誠。

神明昭饗、靈魂亦答、甘澤忽降、天氣隨和。

於是、衆民大畏神力之有感應。

實五月二十一日也。

乃每歲、以是日、大修大法會、以報其德焉。

其明年丁亥、建石華表。

同己丑、鑿靈詔、以爲報賽之奠。

祭具有例、歲歲不衰。

水旱疾疫、有禱則靈蹤立現。

闔鄉之民、莫不欽仰其冥祐之德矣。

乃復相謀、奉誦中臣祓一萬度、以消苗、除厄。

始于天保戊戌四月十五日、終于嘉永己酉十二月朔。

唱首六人、會者七十九人。

終始如一、精誠不已。

宜矣哉、神之鑒臨而保護也。

嗟、誠之感神、

戴封之致雨、劉琨之反火、

豈亦外於此哉。

夫神聰明正直、依人而行者也。

其降鑒之靈、禍福之威、

豈可不畏乎哉。

鄉民相議而樹碑、以勒其事。

先人陶齋府君幼時、有故、長於其鄉。

以故來請余文。

余固不可拒焉。

謹掇其梗槩、以紀之、且系之以銘。

銘曰

信哉聖言、至誠感神。

神鑒厥德、來享厥禋。

靈蹤立見、降福是均。

其福維何、豐年安民。

嘉永四年龍集辛亥桐月上浣

江戸 呂俊俊民製

● 訓詁

久伊豆明神感應の碑并びに銘。

武州埼玉郡越谷の郷に、鬱然たる大祠有り。
是れ久伊豆明神たり。

是れより先、文政九年丙戌の夏、天氣和せず、久しく旱し、月を踰ゆ。
郷民、咨差し、爲すところを知らず。

乃ち社に詣り、章を上げ、主僧に大般若經を轉讀して、以て災ひを禳はらひ患を禦ふせぐを請ふ。
衆民、志を一にし、共に精誠を竭す。

神明昭饗し、靈魂も亦た答へ、甘澤忽ち降り、天氣隨ひ和す。
是において、衆民大いに神力の感應有るを畏る。

實に五月二十一日なり。

乃ち歳毎に、是の日を以て、大いに大法會を修め、以て其の徳に報ゆ。
其の明年の丁亥、石華表を建つ。

同己丑、靈詔を鑿ち、以て報賽の奠となす。
祭の具はること例有りて、歳々衰えず。

水旱疾疫あるや、禱ること有れば則ち靈蹤立ちまち現はる。
闔郷の民、其の冥祐の徳を欽仰せざるは莫し。

乃ち復た相ひ謀り、中なか臣とみ祓一萬度を奉誦し、以て苗むぎひを消し、厄を除かんとす。
天保戊戌四月十五日に始まり、嘉永己酉十二月朔に終ふ。

唱首六人、會者七十九人。
終始一の如く、精誠や已まず。

宜むなるかな、神の鑿臨して保護するは。
嗟あ、誠の神を感じしむるは、

戴封の雨を致し、劉琨の火を反す、
豈に亦た此に外ならんや。

夫れ神は聡明正直にして、人に依りて行ふ者なり。
其の降鑿の靈、禍福の威、

豈に畏れざるべけんや。
郷民相議して碑を樹て、以て其の事を勒せんとす。

先人陶齋府君幼き時、故有りて、其の郷に長ず。
以ての故に來りて余に文を請ふ。

余、固より拒むべからず。
謹みて其の梗槩を綴りて、以て之を紀し、且つ之に系くるに銘を以てす。

銘に曰く
信なるかな聖言や、至誠神を感じしむ。

神 厥の徳を鑿かんがみ、來りて厥の禋を亨く。
靈蹤立ちどころに見れ、福の降ること是れ均し。

其の福は維れ何ぞ、豐年安民なり。
嘉永四年龍集辛亥桐月上浣

江戸 呂俊俊民製

●人物

○陶齋府君 趙陶齋か。正徳三（一七一三）年から天明六（一七八六）年。諱は養、字を仲頤、号は陶齋、他に息心居士、枸杞園、淸擘閣等がある。長崎生まれ。清人の子であるという説もあるが確かではない。書家として有名だが絵画も描いた。弟子として安芸の頼春水や大坂の木村兼葭堂等がいる。幼くして両親を亡くし、興福寺の中国人黄檗僧竺庵のもとで仏門に入る。竺庵が京都に上るとそれに従ったが、やがて還俗。その後三十年ほど諸国を遍歴し、江戸を経て大坂に落ち着いて亡くなった（影山純夫「趙陶齋研究」）。碑文には「陶齋府君幼時、有故、長於其郷」とあり、越ヶ谷で成長したと言うので、あるいは別の陶齋かもしれない。

○呂俊俊民 不詳。諱が俊で、字が俊民だろうか。

●注

- 武州 武蔵の国。
- 鬱然 草木が茂るさま。
- 祠 祖先や賢人をまつる廟。日本では神社。
- 文政九年 西暦一八二六年、歳は丙戌。
- 天氣 天に充滿する気。
- 久旱 長いひでり。
- 咨嗟 咨嗟、咨嘆。ため息をついて嘆く。
- 上章 文章を奉る。
- 主僧 住職、住持。江戸時代は神社内に仏寺が置かれることがあり（別当寺、神宮寺）、僧侶が神社境内で仏事を執り行い、仏教経典を唱えることがあった。神仏習合の一種であり、明治になって神仏分離となり、別当寺は廃止され、僧侶も神社から退出した。越谷久伊豆神社の別当寺は迎摂院。
- 轉讀 ひとつの経典全体を通読する真読に対し、経典の主要なところを拾い読むやり方。卷数の多い経典は多くこの方法により、その儀式を転経会または転読会と称した。
- 大般若經 「大般若波羅蜜多經」。唐代に玄奘が大乗仏教の基礎的教義が書かれている長短様々な「般若経典」を集大成した経典。全六〇〇巻に及ぶ膨大な経典群である。
- 禳災 禳は、はらう。神を祭って災難をはらいのぞく。
- 精誠 純粹なまごころ。
- 神明 神。「礼記」祭統篇に「敬盡然後、可以事神明（敬意を尽くし、そうしてはじめて神に仕えることができる）」とある。
- 昭饗 上の字、昭としか読めない。昭を招の音通と見た。招であれば、まねく。饗は、もてなす、あるいは饗宴。招饗の熟語はないが、ここは、郷民が神をまねくために捧げた捧げ物を神が受け取りに降ってきたことをいうのだろう。音読して解釈しておく。
- 靈魂 みたま。ご先祖の魂か。
- 甘澤 草木を潤す雨、慈雨。
- 感應 神仏が人間の行為に感じて反応すること。
- 大法會 法会は仏事・法要。
- 其明年丁亥 文政十（一八二七）年。
- 華表 飾りのある石柱。日本では鳥居をいう。

- 同己丑 同は文政を言う。己丑は、文政十二年。
- 靈詔 詔の字は不明であるが、「越谷市金石資料集」により詔とした。靈詔の熟語はないが、ここでは神靈の靈妙なお言葉とした。
- 報賽 恩に報いるため財物を奉ること。
- 奠 供物、供え物。
- 祭具 祭祀が準備される、と解した。
- 有例 恒例であった、と解した。
- 歳歳 毎年。
- 靈蹤 神靈の足跡。
- 闔郷 郷内すべて。
- 欽仰 敬い仰ぐ、敬慕する。
- 冥祐 神仏の加護。
- 奉誦 たてまつり唱える。
- 中臣祓 もと大おほらえのことば祓 詞。神道の祭祀に用いられる祝詞の一つ。元々は犯した罪や汚れを祓うために唱えられた祝詞であったが、中世以降陰陽道や密教と結びつき、唱えることで功德が得られるものとされた。より多く唱えることで功德が増すと考えられ何千何万回も唱えるようになった。
- 一萬度 一万回「中臣祓」を唱えること。
- 菑 災に通じる。
- 天保戊戌 九年。西暦一八三八年。
- 嘉永己酉 二年。西暦一八四九年。
- 唱首 先頭にたって唱える人。
- 會者 熟語はないが、会衆で、唱首者に引き続いて中臣祓を唱えるのだろう。
- 鑒臨 やんごとなきかたが臨まれること。
- 戴封之致雨 後漢時代、大日照りのとき、戴封が神に祈雨したが効果がなかった。そこで封は薪を積み上げてその上に座り、自らを犠牲にしようとして薪に火を放った。すると火が起ると同時に大雨が降った、という故事。「後漢書」独行伝戴封伝。「蒙求」に「戴封積薪」がある。
- 劉琨之反火 後漢時代、江陵県でしきりに火災が起こった。学徳の高かった県の長官である劉琨が火に向かって叩頭の礼（最も敬意ある礼）を行うと、多くの場合、雨風がやんで火災が鎮まった、という故事。「後漢書」儒林伝劉琨伝。「蒙求」に「劉琨反火」がある。
- 聡明 耳に聞こえ目に見える。民の状況をよく見て、その願いを聞き取ること。
- 正直 人の悪いところを正しく直す。ここでは神が民を正しくすること。
- 降鑒 神が上から下々を鑑みること。
- 靈 靈力。
- 禱 さいわい。
- 威力、また功德。
- 勒 石に彫る。
- 先人 亡父。
- 府君 亡父への尊称。

○其郷 越ヶ谷のことだろう。

○銘 韻文の一種。碑文は事柄を客観的に記述する散文の「碑記」と、そのことを情緒的に韻文でうたう「銘」からなる。銘を伴わない碑文もある。

○信 信驗。あかし、証拠がある。

○聖言 聖人や天子の言葉。ここでは中臣祓。

○禊 祭る。

○豊年 年は稔、実り。

○嘉永四年 西暦一八五一年。

○龍集 一年。歳。

○桐月 陰暦七月。

○上浣 上旬。

○製 詩文を書く。ここでは碑文を撰述すること。あるいは揮毫も担当したかもしれない。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【題額】

久伊豆明神感應の碑并びに銘。

【久伊豆神社】

武蔵の国埼玉郡越谷の郷に、鬱然と大木が生い茂る大神社がある。

これぞ久伊豆明神である。

【文政九年の早魃と神仏への祈り、靈驗】

以前のこと、文政九年の夏、天の気が調和を失い、日照りが長く続いて月をまたぐほどであった。

村人達は恨みのため息をつくばかりで、なすすべを知らなかった。

そこで久伊豆神社にお詣りし、文書を奉ってお願いした。どうか、神社の住持におかれましては、大般若経を転読していただき、災いを祓って悩みを解消してくださいさるようお願い致します、と。

そして村人一同、志を一にし、共に純粹な真心を尽くしたのだった。

すると神様が村人の招きに応じて来臨され、ご先祖様の魂もお答えくださり、草木を潤す慈雨が降り注ぎ、天の気もそれにしたがって調和したのだった。

かくして村人たちは、神霊の力が人間の行為に感じて対応することを悟り、大いに畏怖したのであった。

時に五月二十一日のことである。そこで毎年、この日を大法要を修める日と定め、神霊の恩徳に報いることとした。

その翌年の文政十年には鳥居を奉納した。

その翌年の文政十二年には、鳥居に神霊の神妙なお言葉を彫り込み、神の恩に報いるための奉納物とした。

そして、祭祀の準備をすることが恒例となり、毎年衰えることなく続けられたのである。

【天保九年の中臣祓】

洪水や早魃、また疾病の流行などの災いがあると、誠をもって祈ることをすれば、神霊がたちまち現れた。

村人こぞって、神仏の加護という恩徳を敬い仰がないものはなかった。

そして再び相談をし、「中臣祓」の一万回奉唱を企て、それによって災いを消滅させ、災厄を取り除こうと図った。

「中臣祓」は天保九年四月二十五日に始まり、嘉永二年十二月朔に満願を迎えた。

先導して唱えるもの六名、会するもの七十九名、始めから終わりまで一度も緩むことなく、純粹な真心を尽くしてやまなかった。

神霊が降り臨まれて村人を保護してくださることも、当然のことであった。

【精诚感応のあかし】

ああ、純粹な真心を尽くすことが、神霊の感応を招くことは、漢土の戴封が我身をささげて慈雨をもたらし、劉昆が札を尽くして火災を鎮めたことが伝えられるが、久伊豆神社における靈験もまさにこれらと異ならないものだ。

そもそも神霊は、人々のことをよく知り、人々を正しくするが、それは人々が真心を尽くしていることに感応したのである。

神霊が人々を観察して真の姿を見通すその靈力、人々に幸福をもたらすその功德、まことに畏怖すべきものである。

【建碑の企て】

村人たちはあい謀り、石碑を立てて「精诚感応」のことを碑文として刻んで残そうと考えた。

【碑文撰文の経緯】

私の亡父である趙陶齋府君は、幼いとき、故あって越ヶ谷の地で生育した。その縁で、村人達がやってきて、私に碑文の撰述を依頼してきた。そういうことならば、私としてはどうして断ることができようか。

そこで謹んでこの間の概要を綴って撰文し、くわえて銘文を書き加えることとした。

【銘文】

まことに信驗あることよ、聖なる言葉には

至誠は、神霊をも感応させるのであった

神霊はその恩徳をもって降られ

来臨されて人々の祭を亨けられた

かくして神霊の足跡がたちどころに発現し

あまねく福が降ったのである

その福は何かといえば

豊かな稔りと人民の安寧な暮らしに他ならない

【記事】

嘉永四年、歳は辛亥、七月上旬。

江戸の呂俊俊民が撰文した。

三、資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年)卷之二〇三 埼玉郡之五

◎四町野村

○久伊豆社

「天文四年（一五三五）の勸請と云、當村及び越ヶ谷宿・大澤町・瓦曾根村・神明下村・谷中村・花田村七ヶ所の惣鎮守とす、迎攝院の持」

○迎攝院

「新義眞言宗、末田村金剛院末、越谷山神宮寺と號す、天正十九年（一五九一）寺領五石の御朱印を賜ふ、當院は天文四年僧中興開基すと云ふ」

（二）『武蔵国郡村誌』（明治十五（一八八二）年）埼玉郡

◎四町野村

○久伊豆社

「御社々地東西四百間南北三十五間五分四厘面積三千五百五十四坪大国主神合殿（天の穗日命高照比売神）を祭る祭日三月九日五月二十一日九月二十九日」

四. 主な参考資料

① 翻刻

・越谷市史編さん室「越谷市金石資料集」一九六九

② 論文など

* 趙陶齋について

・影山純夫「趙陶齋研究」『美術史論集』十九号（二〇一九）。

以上

二〇二四年十二月 薄井俊二訳す